

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例案骨子

1 総則

(1) 最低基準の目的

児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）その他必要な事項を定めるものとします。

(2) 最低基準の向上等

省令の基準どおりとします。

(3) 児童福祉施設の一般原則

省令の基準どおりとします。

(4) 非常災害

省令の基準どおりとします。

(5) 職員の一般的要件、知識の向上等

省令の基準どおりとします。

(6) 他の社会福祉施設と併設するときの基準

省令どおりの基準とします。

(7) 平等取扱の原則、虐待等の禁止及び権限濫用の禁止

省令どおりの基準とします。

(8) 衛生管理等

省令の基準どおりとします。

(9) 食事及び健康診断

省令の基準どおりとします。

(10) 給付金として支払を受けた金銭の管理

省令のとおり、施設の設置者が受けた入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金を適切に管理することとします。

(11) 児童福祉施設内部の規定等

省令の基準どおりとします。

(12) 秘密保持等

省令のとおり、職員は正当な理由なく利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととします。

(13) 苦情への対応

省令の基準どおりとします。

2 助産施設

助産施設の種類、入所させる妊産婦、第二種助産施設の職員及び異常分娩の対応については、省令の基準どおりとします。

3 乳児院

乳児院の設備の基準、職員、施設の長の資格、養育、乳児の観察、自立支援計画の策定、業務の質の評価等及び関係機関との連携については、省令の基準どおりとします。

4 母子生活支援施設

母子生活支援施設の設備の基準、職員、施設の長及び母子支援員の資格、生活支援、自立支援計画の策定、業務の質の評価等については、省令の基準どおりとします。

関係機関との連携については、省令の基準に、連携先として婦人保護施設及び配偶者暴力相談支援センターを追加します。

5 保育所

保育所の設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡、公正な選考及び利用料については、省令の基準どおりとします。

6 児童厚生施設

児童厚生施設の設備の基準、職員、指導に当たっての遵守事項及び保護者との連絡については、省令の基準どおりとします。

7 児童養護施設

児童養護施設の設備の基準、職員、施設長及び児童指導員の資格、養護、生活指導等、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、起居を共にする職員並びに関係機関との連携については、省令の基準どおりとします。

8 情緒障害児短期治療施設

情緒障害児短期治療施設の設備の基準、職員、施設の長及び児童指導員の資格、心理療法等、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、起居を共にする職員並びに関係機関との連携については、省令の基準どおりとします。

9 児童自立支援施設

児童自立支援施設の設備の基準、職員、施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の資格、生活指導等、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、起居を共にする職員、関係機関等との連携並びに心理学的及び精神医学的診査等については、省令の基準どおりとします。

10 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターの設備の基準、職員及び支援に当たっての遵守事項につ

いては、省令の基準どおりとします。

11 雑則

- (1) 条例における高等学校及び大学の意味並びに特例幼保連携保育所の特例については、省令と同じ扱いとします。
- (2) 条例に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めることとします。

12 附則（施行日）

- (1) この条例の施行日は、平成 25 年 月 日とします。
- (2) 過去の省令の改正により設けられた面積基準、資格要件等に係る経過規定については、省令に準じて経過措置を認めることとします。ただし、県内に対象となる施設が存在しない事項については、経過規定を置かないこととします。